

令和８年度 新居浜市母子保健連絡協議会 議事録

日 時 令和８年８月２０日(木) １３：３０～１４：３０

場 所 新居浜市保健センター ３階 大会議室

出席者 委員 小西委員・星加委員・玉井委員・近藤委員・森委員・川井委員
飯尾委員・萩尾委員・市川委員・佐々木委員・真鍋委員
越智委員

事務局 久枝福祉部長・小島総括次長・寺尾・佐崎・藤田
篠崎・沖・高橋・福田

傍聴者 なし

発言者	内 容
事務局	ただいまから令和８年度新居浜市母子保健連絡協議会を開催いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 この会は、「新居浜市審議会等の公開に関する要綱」に基づき傍聴席を設けております。本日の傍聴者はございません。それでは、お手元の会次第に沿って進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。開催に先立ちまして、福祉部長がご挨拶申し上げます。
久枝部長	～挨拶～
事務局	新居浜市母子保健連絡協議会は２年間の任期で、今年度は任期の２年目となっていますが、本日が最初の会となっていますので、委員の皆様は、名簿順に自己紹介をお願いいたします。なお、本日の会は、会議録作成システムを活用して議事録を作成いたしますので、ご発言をされる際には必ずマイクのご使用をお願いいたします。 ～委員の自己紹介～
事務局	ありがとうございました。続きまして、事務局から自己紹介をいたします。 ～事務局の自己紹介～
事務局	それではここからの議事進行は、小西会長にお願いいたします。
小西会長	それでは、会次第に沿って協議を進めて参ります。 まず、「議題（１）令和８年度母子保健事業計画及び令和７年度実績について」事務局から説明をお願いします。
事務局	（議題１ 令和８年度母子保健事業計画及び令和７年度実績について 説明）
小西会長	ありがとうございます。ただいまの議題（１）に関して、ご質問やご意見はございますか。

発言者	内 容
玉井委員	報告ありがとうございます。産後ケア事業のことについてお伺いしたいのですが、令和6年度の登録者が51人で、令和7年度の新規登録者185人とありますが、ものすごく需要があるということなのでしょうか。
事務局	そうですね、産後ケア事業はすごく需要があり、人気がある事業です。 新居浜市は小西先生のクリニックを始め、医療機関、助産院のご協力があり、県内でも多く産後ケア事業を実施している市です。 新居浜市の令和7年度の延べ実施件数は松山市を上回っており、すごくニーズが高い事業です。
玉井委員	ありがとうございます。産後ケア事業の増え方がすごいですが、予算を確保して実施するものだと思うのですが、その辺りでこの急増に追いついているのかが心配になったのですがいかがでしょうか。
事務局	利用を希望される方が多いので、利用希望があってもすぐに調整するのが難しいこともあります。現在、愛媛県が中心となり、県内どの市町に住んでいても、同じ水準の産後ケアを受けられるようにするための検討を進めています。これから県内である程度統一した内容のサービスが受けられるような形になっていくのかなというところです。
玉井委員	ありがとうございます。愛媛県でも目玉事業で重点的にやらなければということで今取り組んでいるので興味があって、教えていただきました。ありがとうございました。
小西会長	他に質問はございませんか。それでは、次に「議題（2）1か月児健康診査の開始について」事務局から説明をお願いします。
事務局	（議題（2）1か月児健康診査の開始について説明）
小西会長	ありがとうございます。ただいまの議題（2）に関して、ご質問やご意見等はございますか。 それでは、次に、「議題（3）5か月児健康相談の取組について」事務局から説明をお願いします。
事務局	（議題3 議題（3）5か月児健康相談の取組について 説明）
小西会長	ありがとうございます。ただいまの議題（3）に関して、ご質問やご意見等はございますか。
萩尾委員	今、説明のあった5か月児健康相談は実施率が100%ということですが、保育園を利用されているお子さんの中で離乳食について悩んでいる方がいます。市役所から保育園に情報提供の依頼が来ることはあるのですが、保健センターが持っている情報についても、保育園側に提供していただくことはできないのでしょうか。保育園側から保護者に投げか

発言者	内 容
事務局	けない限りお話がないので、5か月児健康相談の場面で心配な方がいらっしゃった場合、保健センターから保育園に連絡いただけると早く対応することもできると思うのですが、いかがでしょうか。 園との情報連携に関しては、保護者の同意が必要なので、保護者が5か月児健康相談の場で「保育園と情報連携をして欲しい」とおっしゃった場合や継続的な支援の中で、保護者から「園と一緒に離乳食の相談を進めていきたい」と希望があった場合等には保育園に情報提供をしています。
萩尾委員	情報連携に関しては、保護者の同意を得なければならないというお話ですが、1か月児健康診査のときは、医療機関から新居浜市への情報提供に関して保護者の同意はいらないのでしょうか。
事務局	1か月児健康診査の場合は、情報提供というわけではなく、「新居浜市が医療機関に委託している健診の結果」として新居浜市が把握しています。
萩尾委員	こども未来課の真鍋さんと情報連携をさせてもらっていて、市役所に毎月「気になるお子さん」について報告していると思うのですが、それとはどう違うのでしょうか。
真鍋委員	こども未来課は、要保護児童対策地域協議会の事務局として、虐待を受ける恐れのあるお子さんについて、各関係機関と連携を図れるようになっています。協議会の中で、個人情報情報を適切に扱う取り決めがあり、関係機関と連携を図り、必要最低限の情報の共有をお願いしています。
萩尾委員	分かっているつもりなのですが、要保護児童に関しては、保護者の同意がなくても情報連携が可能ということですね。
真鍋委員	保護者の同意が得られる場合は、もちろん同意は取っています。しかし、中には、行政の介入を拒否される方もいらっしゃいます。虐待の見落としを防ぐための関係機関との連携になっていますので、保健センターが関わっているすべてのお子さんについての情報がこども未来課にあるということではありません。
萩尾委員	要保護児童に関しては、保護者の同意がなくても情報連携ができるじゃないですか。現在も保護者の同意をもらって、保健センターや医療機関と話をしているのですが、すごく時間がかかるので、5か月児健康相談で気になるお子さんがいた場合に情報提供いただけたらなと思い、質問させていただきました。
事務局	「5か月児健康相談の実施率が高いのに、保育園で離乳食につまずいているからどうにかしたいな」というお気持ちだったのだと思います。5か月児健康相談の時は、離乳食を開始する時期で、「母乳やミルクの量を確認しながら、1さじずつから始めていきましょう」という段階での相談であり、相談後の進み具合に関しては、5か月児健康相談では把握できないところは課題なのかなと思います。保育園で離乳食が思ったように進まないとい

発言者	内 容
	きは、保育園から保健センターに連絡していただいたり、お母さんから「保育園で離乳食について聞いて、ちょっと心配になりました。」と保健センターに相談が入り、校区担当保健師が保育園に出向き状況を確認したりというのが主な支援の流れになると思います。5か月児健康相談の時に、保育園が感じている離乳食に関する課題までは把握しづらいところがあるのではないかなと思います。
小西会長	その他はよろしいでしょうか。
星加副会長	令和7年度の5か月児健康相談の対象者は652人ですが、実施人数には市外からの依頼により受診した人数も含まれているということは、対象者のうち実施してない人がいるという可能性もあるのでしょうか。それとも、対象者である652人は全員受けた上で、6人が市外からの依頼もしくは転入者ということでしょうか。対象者は全員受けられているのでしょうか。
事務局	対象者652人のうち、受けていない方は数人いらっしゃいます。
星加副会長	いらっしゃるんですね。
事務局	はい。
星加副会長	本当は、そういう人達を拾い上げないといけないのかもしれないですね。
事務局	そうですね、訪問等で個別に状況の把握はしています。
小西会長	ありがとうございます。1か月児健診と5か月児健康相談の取り組みについてのご報告でした。これらの場は保護者の不安や悩みに早期に気づき、支援につなげる大切な機会となっております。一方で支援が必要と考えられる家庭については、単一の機関だけで対応するのではなく、関係機関がそれぞれの役割を活かしながら連携して関わっていくことが重要と考えます。もうすでに議論が始まっていると思うのですが、議題4としまして、支援が必要な家庭への各機関の関わり方や他機関との連携の現状や課題について、皆様の実践やご意見をお聞かせいただき、今後のよりよい支援につなげていきたいと思います。委員の皆様からご意見はございますでしょうか。
玉井委員	この会の中でキーワードとして「切れ目のない支援」があり、1歳までの乳児期に関しては、1か月健診、5か月児健康相談が充実しているなという印象なのですが、私が気になるのは、幼児期から学童期、そこの切れ目のない支援が新居浜市ではどういう状況なのかということです。今、全国的に5歳児健診の実施をどうしていくのかについて話題になっていると思います。幼児期から学童期に移行する際にポイントとなる5歳児健診の取り組みやその方向性について、新居浜市としてのお考えがあれば教えていただきたいです。
事務局	5歳児健診の実施については、現在検討中です。新居浜市の場合は、幼児期から学童期にかけての支援は、発達支援課がかなり力を入れていると思うのですが、そのあたり

発言者	内 容
佐々木委員	佐々木委員さん、何かありましたらお願いします。 5歳児健診の実施については、先程、事務局から説明があったように現在検討中です。それとは別に発達支援課で実施している未就学期から就学期にかけての支援として、まず準備段階として年少児の時期から各園を巡回し、その段階から気になるお子さんを支援しております。年少、年中を経て5歳児・年長の段階では就学相談を行っております。その時には、就学に向けてどういった心配事があるのか、また身体状況はどうかというようなことを総合的に聞きし、適切な学びの場に繋がるよう支援させていただいているというような状況です。 就学にあたっては、教育委員会が中心となった教育支援委員会を開催して、学びの場の判断をしています。様々な専門職に入っていただき検討しておりますので、ほぼ適切な学びの場に繋がるような支援はできているかなとは思っております。
小西会長	他にございませんでしょうか。
飯尾委員	5歳児健診のことについて私も思うことがあるのでお伝えさせていただきたいです。3歳児健診のときに事前に自宅で視力検査を行うと思うのですが、視力検査が上手くできないお子さんがたくさんいて、保育園からお母さんに健診を受けた次の日に確認すると、「視力検査が分かりにくい」、「視力検査ができなかった」と返ってることがあります。確かに、3歳児健診時点で穴の空いてる方を理解するのは難しいのかなと思います。5歳頃で私たちが絵本を読んでいるときに、斜めに見ている、目を細めてみているお子さんも確かにいます。それに気が付いたら、私もお母さんに直接、ものの見方が気になることを伝えていきます。それによって病院を受診される方もいます。また、就学前の健康診断で初めて視力の異常が発見されるお子さんもたくさんいます。弱視、遠視で就学前に眼鏡をかけて矯正されているお子さんがいるのですが、5歳頃に健診があれば、早期発見、早期治療に繋がるのではと思います。私たちは、普段の生活の中でのこどもの様子を踏まえてお母さんに視力等に関して、言葉掛けをするということぐらいしかできないので、もし機会があるのなら、園に訪問してもらったり、健診の機会があったりすればよいなというのを感じました。保護者から「先生、もうちょっと早く気が付いたらよかった。私も気がつかなかった。」と言われることもあるので、目や耳に関しては、保育園の生活の中でもお母さん達には伝えているつもりなのですが、できるだけ早く保護者の方に伝えることができたらいなと思っておりますので、また検討をよろしくお願いいたします。
事務局	3歳児健診での目の検査についてですが、現在、3歳児健診は3歳7か月頃に実施しています。視力は生まれてから物を見ることで発達していくものですが、3歳児健診の時期には弱視などの有無をスクリーニングし、将来にわたる視力の維持が重要と言われていきます。そのため、3歳児健診では、ご家庭で視力検査を実施していただくほか、スポットビジョンスクリーナーという機器を使用し、遠視や近視などの検査も行っています。 一方で、3歳7か月頃であっても視力検査の内容を十分に理解できず、自宅で検査ができないお子さんもいます。そのような場合には精密検査の受診券を発行していますので、健診時に「できなかった」ことをお伝えいただければ対応が可能です。できなかったにも関わらず「できた」と記載されている場合には、その後の対応につながりませんので、もし

発言者	内 容
飯尾委員	保護者からそのような相談があれば、「視力検査ができなかった場合には精密検査につながる」ということをお伝えいただければと思います。 3歳児健診のときに、上手く視力検査ができなかったお子さんのお母さんにそういうお話をされているということなのでしょうか。
事務局	そうです。3歳児健診の際に、自宅で視力検査が難しかったお子さんについては、「1か月後にご家庭でもう一度やってみて、保健センターに連絡してください。検査ができた場合は、その結果を教えてください。検査ができなかった場合には、精密検査の受診券を発行しますね。」と対象となる方には個別にお話ししています。
小西会長	他に何かございませんでしょうか。 本日は各機関の皆様から貴重なご意見や日頃の取り組みについてお聞かせいただきありがとうございました。支援が必要な家庭の関わりについて、改めて連携の重要性やそれぞれの役割を共有する機会になったと思います。本日いただいたご意見を今後の取り組みに生かしながら、引き続き関係機関で連携し、よりよい支援につなげていきたいと思えます。本日の会全体を通してのご意見や、この場で共有していきたいことはありますか。 それでは以上をもちまして、会を終了いたします。本日はありがとうございました。